沖縄労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年10月28日

沖縄労働局長　谷　　直樹

第４号中「１時間693円」を「１時間705円」に改める。

公　告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人小圷眞史の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成26年10月28日　　東京法務局

国営亀岡中部土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営亀岡中部土地改良事業（区画整理）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成26年10月28日

農林水産大臣　西川　公也

１　縦覧に供すべき書類の名称
　国営亀岡中部土地改良事業計画書（区画整理）の写し
２　縦覧期間
　平成26年10月29日から平成26年11月27日まで
３　縦覧場所
　京都府亀岡市事務所

国営和歌山平野土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営和歌山平野土地改良事業（農地防災）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成26年10月28日

農林水産大臣　西川　公也

１　縦覧に供すべき書類の名称
　国営和歌山平野土地改良事業計画書（農地防災）の写し
２　縦覧期間
　平成26年10月29日から平成26年11月27日まで
３　縦覧場所
　和歌山県和歌山市、紀の川市及び岩出市各事務所

絹土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、栃木県及び茨城県の区域の一部を地区とし、栃木県小山市に事務所を有する絹土地改良区から申請のあった定款変更は、平成26年10月９日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成26年10月28日

関東農政局長　末松　広行

埼玉北部土地改良区連合の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第30条第２項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、埼玉県及び群馬県の区域の一部を地区とし、埼玉県児玉郡神川町に事務所を有する埼玉北部土地改良区連合から申請のあった定款変更は、平成26年10月９日認可したので、同法第84条において準用する第30条第３項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成26年10月28日

関東農政局長　末松　広行

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第７０６８１号
大阪市北区梅田３丁目３番20号
申立人　大阪信用保証協会
本籍大阪府大阪市北区天神橋５丁目５番地、最後の住所大阪市都島区友渕町３丁目１番１―404号、死亡の場所大阪府大阪市旭区、死亡年月日平成24年４月９日、出生の場所大阪府大阪市北区、出生年月日昭和２年８月23日、職業不詳
被相続人　亡　尾﨑　富男
事務所大阪市北区西天満４―11―22　阪神神明ビル９階・２階
相続財産管理人　弁護士　藤原　　誠
大阪家庭裁判所

平成２６年（家）第７０７０９号
大阪市中央区北浜２丁目５番４号
申立人　大阪シティ信用金庫
本籍大阪府八尾市萱振町５丁目125番地、最後の住所大阪府東大阪市玉串元町２丁目４番26号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日平成25年12月26日、出生の場所大阪府南河内郡駒ケ谷村、出生年月日大正14年10月１日、職業不詳
被相続人　亡　米田イスヱ
事務所大阪市北区西天満４―11―22　阪神神明ビル９階・２階
相続財産管理人　弁護士　吉村　洋文
大阪家庭裁判所

平成２６年（家）第７０７６３号
大阪市西淀川区御幣島４―12―17
申立人　松本　平八
本籍大阪市西淀川区御幣島４丁目64番地、最後の住所大阪市西淀川区御幣島４丁目12番17号、死亡の場所大阪府大阪市西淀川区、死亡年月日平成25年11月20日、出生の場所兵庫県神戸市、出生年月日大正９年２月15日、職業不詳
被相続人　亡　松本　睦榮
事務所大阪市北区天神橋２丁目北２番６号
大和南森町ビル９階
相続財産管理人　弁護士　渡辺　法之
大阪家庭裁判所

平成２６年（家）第７０２号
東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
申立人　国
本籍徳島県名西郡石井町浦庄字下浦715番地１、最後の住所奈良市疋田町５丁目250番地の６、死亡の場所奈良県奈良市、死亡年月日平成25年２月４日、出生の場所徳島県名西郡浦庄村、出生年月日昭和16年９月14日、職業無職
被相続人　亡　平山　　忠
事務所奈良市大豆山突抜町16番地
相続財産管理人　弁護士　和島美枝子
奈良家庭裁判所

平成２６年（家）第６７号
高知県幡多郡黒潮町入野5196番地32
申立人　今宮　順子
本籍大阪府東大阪市南蛇草６番地、最後の住所高知県中村市、死亡の場所高知県中村市、死亡年月日昭和50年７月１日、出生の場所不明、出生年月日明治26年３月１日、職業不詳
被相続人　亡　増田　松江
高知県四万十市中村大橋通６丁目７番９号
相続財産管理人　矢野　　誠
高知家庭裁判所中村支部

平成２６年（家）第９０８８号
北九州市小倉北区田町14番28号ロイヤービル６階　ひびき法律事務所
申立人　油布　　剛
本籍北九州市八幡西区大字藤田2243番地、最後の住所北九州市八幡西区小嶺２丁目５番10号、死亡の場所福岡県福津市、死亡年月日平成25年３月19日、出生の場所福岡県八幡市、出生年月日昭和７年８月30日、職業不明
被相続人　亡　佐藤　輝雄
事務所北九州市小倉北区田町14番28号　ロイヤービル６階　ひびき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　油布　　剛
福岡家庭裁判所小倉支部